

日時	平成27年10月26日 (月) 10:00 ~ 11:55		
場所	長崎タクシー会館 4 階会議室		
出席者	堀江憲二会長、阿部律子委員、小林透委員、長尾久美子委員、中村尚志委員 < 委員名を非公表とする場合の理由 >		
事務局	県民センター ( 審議事項 1 )、市町村課 ( 審議事項 2 )		
公開状況	傍聴	可	結果公表 可 ( 一部公表を含む )
議 題	<p>【審議事項】</p> <p>( 1 ) 諮問 ( 制 ) 第 2 4 号</p> <p>特定個人情報保護評価書の第三者点検 ( 評価の再実施 )                  「地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務全項目評価書 ( 変更案 ) 」                  実施機関 知事 ( 税務課 )</p> <p>( 2 ) 住民基本台帳ネットワークの本人確認情報を利用する事務を条例に定める件について</p> <p>療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの ( 障害福祉課 )                  高等学校等就学支援金の支給に関する事務に準ずる事務であって規則で定めるもの ( 学事振興課 )                  特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務に準ずる事務であって規則で定めるもの ( 教育庁教育環境整備課 )                  高等学校等就学支援金の支給に関する事務に準ずる事務であって規則で定めるもの ( 教育庁教育環境整備課 )</p> <p>実施機関 知事 ( 障害福祉課、学事振興課 )                  教育委員会 ( 教育環境整備課 )</p>		
議事概要	<p>【審議事項】</p> <p>( 1 ) 諮問 ( 制 ) 第 2 4 号</p> <p>事務局から諮問事案の概要について説明した。                  事務局から事前確認項目の確認結果について報告し、質疑応答を行った。                  実施機関から重点点検項目について説明を行い、質疑応答を行った。                  答申案の審議を行い、諮問事案について承認された。</p> <p>【答申概要】</p> <p>「特定個人情報保護評価書の変更内容は、妥当なものと認められる。」</p> <p>( 2 ) 住民基本台帳ネットワークの本人確認情報を利用する事務を条例に定める件について</p> <p>事務局から諮問事案の概要等について説明した。                  実施機関から諮問事案の説明を行い、質疑応答を行った。                  審議の結果、諮問事案は承認された。</p>		